

事前予約制による『インボイス制度の説明会』

令和5年10月1日から『適格請求書等保存方式（インボイス制度）』が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます（令和5年10月1日から登録を受けるためには原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります）。登録事業者になろうとする事業者の方は『適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）』の提出が必要です。『インボイス制度』は全事業者対象です（売上1000万円以下の免税事業者も対象となる可能性があります）。この機会に是非ご参加ください。事前予約になります（各講座定員20名程度）。

1. 説明会の開催日時等

申込受付期間	開催日	9：30～ 10：45	11：15～ 12：00	14：00～ 14：45	15：15～ 16：30
8/30(火)～9/13(火)	9月14日(水)	課税事業者	免税事業者	免税事業者	課税事業者
9/27(火)～10/11(火)	10月12日(水)	課税事業者	免税事業者	免税事業者	課税事業者
11/4(金)～11/17(木)	11月18日(金)	課税事業者	免税事業者	免税事業者	課税事業者
11/30(水)～12/14(水)	12月15日(木)	課税事業者	免税事業者	免税事業者	課税事業者

※追加

※課税事業者は、登録申請作業を含みます。

※免税事業者は、消費税の概要を含みます。

2. 実施方法について（全講座共通）

- (1) 会場 （公社）市川青色申告会会館
- (2) 定員 20名程度
- (3) 予約方法

市川税務署個人課税第1部門（047-335-4101・内線315・平日8：30～17：00）
で受付ます。申込受付期間内にお申込み下さい。

※ 本説明会は、市川税務署との共催です

※ 11・12月開催が追加されました